

生活福祉資金（福祉費における災害援護費）特例貸付のご案内

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震により被災した地域から県内へ避難してきた世帯に対する貸付です。

生活福祉資金は、本来お住まいの市町村にある社会福祉協議会に申し込むものですが、今回の地震により岡山県内に避難してこられた方について、特例として岡山県内の社会福祉協議会で貸付を行うものです。

貸付限度額 150万円以内

- 資金使途 被災にともない岡山県内へ転宅するための経費
被災にともない避難先での生活に必要な家財道具の購入のための経費 等
※ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合
- 連帯保証人 原則 1 名必要 ※ただし、いない場合も申請可能
- 利子 連帯保証人がいる場合…無利子
連帯保証人がいない場合…年 1.5%
※ただし、償還計画に定められた償還期限日までに返済が完了しない場合、残元金に対して年 5.0%の延滞利子が発生します。
- 据置期間 2年以内
- 返済期間 据置期間経過後、20年以内

1. 対象

下記の①～②の地域に住所を有し、本県へ避難した低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

- ① 平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域
- ② ①の地震により被災したため特例措置が必要な地域として各都道府県知事が設定した地域

2. 申込先

避難先の市町村社会福祉協議会

3. 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振込みます。

4. ご返済について

- 返済が始まるのは据置期間（2年以内）後です。
- 原則として金融機関（中国銀行・ゆうちょ銀行）口座引落で毎月ご返済いただきます。
- 引落口座の設定ができない場合は、指定の払込票で中国銀行もしくはゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内 TEL086-226-3544